

# ○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の苦情の処理に関する規則

制 定 平成 17 年 3 月 31 日公平規則第 1 号

最近改正 平成 28 年 3 月 31 日公平規則第 3 号

## (趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項第 3 号に規定する職員の苦情の処理について必要な事項を定めるものとする。

## (苦情相談を行うことができる職員)

**第 2 条** 勤務条件その他の人事管理に関する苦情の公平委員会（以下「委員会」という。）に対する申出又は相談（以下「苦情相談」という。）をすることができる職員は、法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員で当該職員に係る苦情を有するものとする。

2 退職をし、又は免職とされた者（以下「退職者」という。）は、当該退職者に係る次の各号に掲げる苦情相談をしようとする場合に限り、前項の職員に含むものとする。

(1) 退職又は免職に関するもの

(2) 法第 28 条の 4、第 28 条の 5 又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく採用に関するもの

## (事務の委任)

**第 3 条** 法第 8 条第 4 項の規定により、同条第 2 項第 3 号に掲げる事務は、委員会の議決により指名する委員（以下「苦情相談員」という。）に委任する。

2 苦情相談員は、その苦情の処理のため必要があると認める場合は、必要に応じ、他の委員から意見を求め、又は他の委員と協議することができる。

## (事務の補助)

**第 4 条** 委員会の事務局（以下単に「事務局」という。）は、苦情相談員が行う事務を補助し、苦情相談を迅速かつ適切に処理するため、苦情相談の申込みの受付その他の必要な事務を行う。

## (苦情相談の申込み)

**第 5 条** 苦情相談は、その概要を記載した文書（電子メールを含む。）により、事務局に申し込まなければならない。

2 公平委員会の事務局長（以下単に「事務局長」という。）は、苦情の概要が明らかでないときその他の必要があると認めるときは、苦情相談の申込みをした職員（以下「申出人」という。）に対し、前項の文書の補正を求めることができる。

3 退職者からの苦情相談の申込みは、退職をし、又は免職とされた日の翌日から起算して 60 日以内に限りすることができる。ただし、事務局長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## (事案の処理)

**第 6 条** 前条の規定による申込みがあったときは、苦情相談員は、申出人に対し、事務局の職員を伴った面談により助言等を行うほか、その権限の範囲内において必要な措置を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、苦情相談員は、苦情相談の内容が軽微であると認めるときその他適当と認めるときは、面談によらず、文書により申出人に対し助言等を行うことができる。

3 苦情相談員は、申出人が苦情相談に係る事案（以下単に「事案」という。）の処理の継続を求めるときにおいて、当該事案の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとき、当該事案の処理を打ち切るものとする。

4 事案について法第 46 条に規定する勤務条件に関する措置の要求があり、又は法第 49 条に規定する審査請求を受理したときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

## (記録の作成等)

**第 7 条** 事務局の職員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、次の委員会においてその内容を報告しなければならない。

## (不利益取扱いの防止)

**第8条** 委員会は、申出人又は苦情相談員が行う調査に協力した職員が、その申出又は協力に起因して職場において不利益を受けることがないように、任命権者に対する助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平28. 3. 31規則3）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。